

賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会(以下「本奨励会」という。)の定款第10章の規則に基づき、賛助会員の入会および退会ならびに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この会員は本奨励会が定める事業の趣旨に賛同する者で、本奨励会代表理事の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 代表理事は新たに会員となった者について、その者を承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会 費)

第4条 賛助会員は年会費を申込数に対し、1口当たり50,000円を毎年度納入しなければならない。

(会員の特典)

第6条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本奨励会が刊行する出版物を無料で受けることができる。
- (2) 研究開発に関する相談。
- (3) 研究開発見学会への参加。
- (4) 講習会・講演会への参加。
- (5) 研究報告・機関誌等の配布。
- (6) その他、本奨励会が主催する事業に優先的に参加することができる。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、当該年度の事業計画及び本奨励会が必要とした公益目的事業に使用するものとする。

(除名)

第8条 定款第39条第1号、第2号及び第3号に該当するときは、評議員会の議決を経て代表理事が除名することができる。

(退会)

第9条 賛助会員は退会届を本奨励会に提出することにより、理事会の承認を得て退会することができる。

2. 前項の場合、既納した会費はいかなる理由があっても返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- ・ この規程は、本財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。
- ・ (財)高エネルギー加速器科学研究奨励会に関する規程は、本規定の施行をもって廃止とする。